

令和元年職員の給与に関する報告及び勧告の概要

《本年の給与勧告のポイント》
 月例給、ボーナスともに引上げ
 ① 民間給与との較差(0.03%)を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
 ② 期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ0.05月分(4.45月分 → 4.50月分)
 ・平均年間給与は2万1千円の増

1 職員及び民間給与実態調査

本委員会は、本市職員の給与と市内民間従業員の給与との精密な比較を行うため、本年4月現在におけるそれぞれの給与等の実態について調査を実施した。

調査を実施した民間事業所 市内108事業所※(調査完了98事業所、調査完了率90.7%)
 調査実人員 5,442人

※ 企業規模50人以上、事業所規模50人以上の440事業所から層化無作為抽出法により抽出

2 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

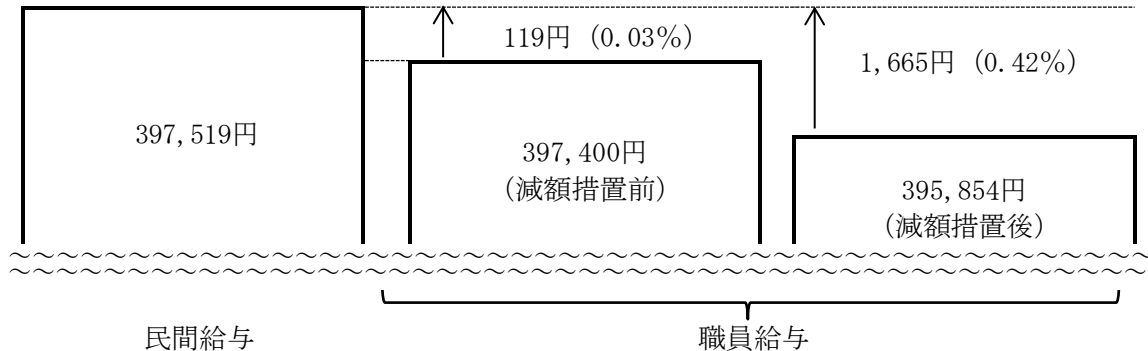
事務・技術職の本市職員の給与(減額措置前)と市内民間従業員の給与を比較した結果、民間給与が職員給与を上回っていることが認められた。

民間給与(A)	職員給与(B)		較差 $\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$ (A)-(B)
	397,519円	減額措置前	397,400円
減額措置後		395,854円	0.42% (1,665円)

(参考)

(注) 平成31年4月時点では、管理職手当及びこれに係る地域手当の10%を減額し支給している。
 上記職員(新卒者、保育士等を除く)の平均年齢は40.5歳、平均経験年数は18.2年である。

(給与減額措置前後の職員給与と民間給与との較差)



(2) 特別給(ボーナス)

昨年8月から本年7月までの1年間の市内民間従業員の支給実績(支給割合)と職員の年間支給月数を比較した結果、民間支給月数が職員支給月数を上回っていることが認められた。

民間支給月数	職員支給月数	支給月数の差
4.52月	4.45月	0.07月

3 給与改定の内容

(1) 月例給

民間給与との較差を踏まえ、初任給及び若年層の給料月額を引上げ

- ・行政職給料表 民間の初任給との差等を踏まえ、上級試験（大学卒業程度）に係る初任給を1,000円、初級試験（高校卒業程度）に係る初任給を1,500円引上げこれを踏まえ、20歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定（平均改定率0.03%）
- ・その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定

(2) 期末・勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため、0.05月分の引上げ（4.45月分→4.50月分）

支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を参考に勤勉手当に配分

(3) 改定の実施時期

- ・月例給 平成31年4月1日
- ・期末・勤勉手当（令和元年度分） 令和元年12月1日
（令和2年度以降分） 令和2年4月1日

4 その他報告する事項

(1) 人材の確保及び育成

ア 人材の確保

- ・多様で有為な受験者をより多く確保するため、SNSツールの活用等、現在の就職活動の実態を踏まえた情報発信を行うなど、創意工夫を凝らしながら、より多様な受験者層に対する確かつ効率的な募集活動を展開
- ・受験者の能力をより適正に評価する試験内容となっているか検証を行いながら、試験制度の見直しについて検討を進める。

イ 人材の育成

行政課題の複雑化・高度化、少子超高齢化、人口減少等の社会環境の変化に対応し、限られた人的資源で安定した行政サービスを続けていくために、長期的・計画的に人材を育成する組織環境が整備され、職員一人ひとりの意欲・能力の向上が図られるよう取組を期待

(2) 千葉市職員の働き方改革

ア 長時間労働の是正

- ・働き方改革関連法の施行を踏まえ、時間外勤務の上限規制、管理職を含めた職員の労働時間の適正な把握など、長時間労働の是正に向けた取組の強化に期待
- ・教員については、業務改善・効率化などにより、早急な勤務環境の改善が望まれる。「学校における働き方改革プラン」に基づく取組を確実に実施するとともに、その効果検証を行い、教員の負担軽減を着実に進められたい。

イ 仕事と家庭生活の両立支援

育児や介護に係る休暇・休業制度の周知や、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成を図るとともに、育児休業等により長期に正規職員が不在となる場合には、可能な限り正規職員を代替として配置するなど、働きやすい職場環境の整備に努められたい。

ウ 心の健康保持

メンタルヘルス対策においては予防策が重要。職員が気軽に相談できる制度の周知を行うとともに、風通しの良い職場づくりに努められたい。

エ ハラスメントの防止

ハラスメントの防止には組織をあげて取り組む必要がある。ハラスメント事例集等を活用し職員一人ひとりが改めて自身の行動を確認できる機会を設けるなど対策を進められたい。

(3) 住居手当の見直し

人事院は、手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、これにより生ずる原資を用いて、手当額の上限の引上げを勧告。本市においても、市内民間事業所の状況等を踏まえ、見直しを検討する必要

(4) 会計年度任用職員制度への対応

法改正の趣旨を踏まえ、関係規定の整備を図るとともに、円滑な制度移行に向けて関係部局への周知を図るなど、適正な運用の確保に努められたい。

(5) 定年の引上げ

国における検討の推移を注視し、適切に対応を図る必要

(6) 障害者の雇用について

- ・採用選考について、本年度より知的障害者及び精神障害者にも対象を拡大して実施
- ・障害のある職員もその他の職員も、ともに働きやすい職場となるよう、各職場での必要な配慮を図られたい。

(7) 公務員としての規律の保持

- ・依然として職員による不祥事が絶えない状況にあり、市政に対する市民の信頼が損なわれていることは誠に遺憾である。
- ・千葉県コンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス推進（不祥事防止）に関する新たな取組み」を実施しているところであるが、今後もあらゆる機会を通じ、職員の倫理に関する意識づけに努め、厳正な服務規律の確保を図ることが必要
- ・各職員においては、公務に携わる者としての自らの立場を自覚し、職務上はもとより、職務外においても、公務員として法令遵守の意識を強く持って行動されるよう望む。

(参考)

(1) 勧告に基づく職員給与の試算

<平均給与等>

行政職		現行額	勧告実施後試算額	増減額	増減率
平均給与	減額措置前	383,422円	383,537円	115円※	0.03%
	減額措置後	382,046円	382,161円	115円	0.03%
平均年間給与	減額措置前	632万7千円	634万8千円	2万1千円	0.3%
	減額措置後	631万円	633万1千円	2万1千円	0.3%

※ 内訳は、給料が100円、はね返し分(給料等に一定割合を乗じて支給額が定められている手当について、給料等の改定に伴い手当額が増減する分)が15円である。

- 注1 行政職給料表適用職員(消防職員を除く) (4,457人、平均年齢39.7歳、平均経験年数17.4年)
 2 平均給与は、給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(基礎額)の合計額
 3 「平均年間給与」=平均給与×12+期末・勤勉手当(千円未満四捨五入)

<所要額(勧告どおり実施された場合の試算額)>

行政職給料表適用職員(消防職員を除く)	約9千5百万円
全職員	約2億3千5百万円

- 注1 職員は、再任用、育児休業、派遣職員等を除く。
 2 減額措置前の額による試算

(2) モデル給与例

職務段階	年齢	改定前年間給与	改定後年間給与	差引
主事	25	3,752,800円	3,769,900円	17,100円
主任主事	30	4,594,900円	4,609,400円	14,500円
主査	40	6,442,400円	6,463,400円	21,000円
課長	50	9,386,100円	9,414,100円	28,000円
局長	57	11,623,200円	11,657,400円	34,200円

- 注1 「年間給与」=月額(給料、管理職手当及び地域手当の合計額)×12+期末・勤勉手当(百円未満四捨五入)
 2 減額措置前の額による試算

(3) 最近の給与勧告等の状況

年	勧告の有無	月例給		期末・勤勉手当(ボーナス)		平均年間給与	
		較差率	較差額	年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成21年	○	△0.36%	△1,529円	4.15月	△0.35月	△17.4万円	△2.5%
平成22年	○	△0.15%	△635円	3.95月	△0.2月	△9.3万円	△1.4%
平成23年	○	△0.12%	△497円	3.95月	—	△0.8万円	△0.1%
平成24年	—	△0.02%	△66円	3.95月	—	—	—
平成25年	—	0.02%	86円	3.95月	—	—	—
平成26年	○	0.39%	1,564円	4.10月	0.15月	8.4万円	1.3%
平成27年	○	0.84%	3,331円	4.20月	0.1月	9.2万円	1.5%
平成28年	○	△1.52%	△6,073円	4.30月	0.1月	△5.9万円	△0.9%
平成29年	○	0.13%	508円	4.40月	0.1月	4.7万円	0.8%
平成30年	○	0.14%	556円	4.45月	0.05月	2.8万円	0.4%
令和元年	○	0.03%	119円	4.50月	0.05月	2.1万円	0.3%

- 注1 平均年間給与は行政職給料表適用職員(消防職員を除く)の給与である。
 2 減額措置前の額による試算